

予算特別委員会会議録(5)			
日 時	平成11年 3月10日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時00分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、見楚谷副委員長、斉藤・佐野・新野・岡本・倉田・ 武井・浅田・佐々木(政)・西脇・高階 各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、小原助役、収入役、教育長、水道局次長、 総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・ 港湾・学校教育・社会教育各部長、国体準備・小樽病院・監査委員 各事務局長、保健所長、消防長、土木部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に佐野・佐々木(政)両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者より発言の申し出を許可する。

「小樽フィッシュミール協業組合に係わる使用損失補填金の支払方法について」

経済部長

3月8日の予算特別委員会において、西脇委員から指摘のあった支払期限の設定について調べたところ、支払方法については、総額8億2,566万円のうち、第1回目納入済み6億6,786万円を除く残り1億5,780万円について年度ごと、その年度末に納期を定めて10回の分割で支払ってもらうという基本的な考えのもと、事務処理を行ったところである。このとおり処理を行ってれば、7回目の支払期限は平成7年ではなく平成8年となり、8回目以降順次1年ずつ繰り下がり、最終支払期限は平成12年3月30日となるべきところである。しかしながら、結果として、先日資料として提出した記載内容で双方覚書を取り交わしており、チェックに細心の注意を払ったのかと思い返してみると誠に恥ずかしい思いの残る結果と考えている。

西脇委員

魚腸骨共同処理施設賃貸借契約解除に関わった経済部は何名か。

商工課長

8名である。

西脇委員

経済部8人と連帯保証人立ち会いのもとに契約・覚書が取り交わされている。すると15人がこの契約書と同時に取り交わされた覚書の支払い計画書に目を通しているということになると思うがどうか。

経済部長

特に日付について29日や28日となっているところもあるが、それはその年の30日が土曜日・日曜日にぶつかっているためであり、その部分のチェックをした結果は間違いはないと思っている。

西脇委員

契約を結ぶに当たって、少なくとも7人の連帯保証人がいる。経済部の職員が8人関わって、全くあり得ないような覚書が交わされて、結果的に支払期日が1年繰り上がってしまった。本当にそのようなことがありえるのか不思議である。結局この問題に対する市側の取り組みの姿勢、あるいはフィッシュミール側の支払いに対する姿勢、いずれもが誠意を持った取り組みではなかったということにならざるを得ないのではないかと。15人がこの書類を見て変だと思わないというのは、連帯保証人の側も払う意志がはじめから無かった、市側も払う気がなかったということになるのではないかと。

経済部長

決してそのような考え方は持っていないが、結果として双方押印しているので、それに従って動いていくと考えている。

西脇委員

間違いがあってはならないということではないが、平成3年以降、まだ商売をしている法人等も含め、この9年間で1円の支払いもされていないということ自体、払う気も払わせる気もないという裏付けであると考えられる。いずれにしても契約は有効だという解釈とのことであり、3月30日には納入期限が切れるが、今後も納入の目処は立っていない。このようなことを全体的に考えた場合、所管の責任者として今後責任を明らかにすべきと思うがどうか。

経済部長

確かに第1回目以降納入がないという実態があるが、我々としては、やはり契約に基づき納めてもらう努力はさらに強くしなければならず、さらに連帯保証人に対し、連帯保証人の位置づけや役割を話しながら、納入につながるように強くお願いをしていかなければならない。第1回目の納入期限から言うと、10年目は平成13年3月30日であり、そのようなことを考えるとできるだけ早くに納入に向けて努力を重ねていかなければならないと感じている。

また、事務処理の重大なミスと感じており、これについても納入の交渉と同時に、状況によっては責任の内容もしばらく心を静めて考えてみるむきがあるかもしれないと感じている。

市長

単純なミスであるからいいということでは無く、今後この問題については反省し、十分気をつけて対応していかなければならないと思っている。また、その後納入がなされていないことについて大変残念に思っているが、今後ともさらに納入の督励をし、できるだけ未払金の回収をすることを指示したところであり、今後の課題として取り組んでいきたいと考えている。

委員長

これより総括質疑に入る。

斉藤委員

選挙活動について

公報めもに特定の市長候補者の公約レクチャーの予定が記載されていたが、広報めもは文書的にどのような位置付けになっているのか。また、このことは行政事務の範囲として問題ないと考えているか。

(企画)後藤主幹

広報めもは公文書と位置付けている。また、候補者のレクチャーを行ったと記載している訳ではなく、選管の開票速報についてレクチャー終了後ということで時系列的に載せたものである。

斉藤委員

「終了後」という記載例は最近他にあったか。

(企画)後藤主幹

今年度で、4月1日人事異動の補職者辞令交付式終了後新規採用者辞令交付式、10月3日ピアニストの中川和子レクチャー終了後マニフェスト制度のレクチャー、11月20日市長記者会見終了後第4回定例会の議案レクチャー、2月9日法政大学アカデミー合唱団演奏会レクチャー終了後小樽グリーンヒル留学生後援会シンポジウムの4件である。

斉藤委員

政治関係・選挙関係で記載をした例はあったか。

(企画)後藤主幹

そのような例はない。

斉藤委員

本当に行政事務の範囲と言えるのか。また、大畠議員のこれまでの指摘についてどのように受け止めているか。

(企画)後藤主幹

行政事務の範疇ではないと思っている。また、大畠議員の指摘については、あくまでも候補者のレクチャーの後に行われる選管のレクチャーを時系列的に載せたものであり、意図的なものはない。

斉藤委員

意図的かどうかには注目していない。事実はどうかということである。広報が保管する写真類は基本的に市の著

作物になると思うが、市民から要望があった場合、市民サービスの一環から無料で提供しているとのことである。今回、市の写真が特定人物の選挙用のリーフレットに使用されているが、経緯によっては非常に不自然なものだと思うがどうか。

(企画)後藤主幹

写真は元収入役が退庁するときに記念にほしいということで撮った写真である。その他、議員が議場で代表質問する際に議会事務局から依頼を受けて写真を撮ったり、広報に掲載された写真については市民にも無料で提供している。

斉藤委員

議員も広報の写真を使用することがあるが、これらは好ましいことか。

企画部長

シビアに考えれば著作権の問題等もあると思うが、我々は市民サービスの一環として応じている。

斉藤委員

つまりサービスで提供するが、使うかどうかは本人次第であり、どう使うかは及び知らないということか。

企画部長

及び知らないとは言わないが、我々としては善意で差し上げており、今回の利用についてどのように判断すべきか現段階では分かりかねる。

斉藤委員

市に帰属する写真が無断で使用された場合、公選法上問題はないのか。

選挙管理委員会事務局長

市所有の写真について、公職選挙法上使われ方に定めはない。

斉藤委員

積極的に関与したかが不透明な場合は好ましくないとはいえないということか。

選挙管理委員会事務局長

それがすぐに選挙運動に関わるものとは考えていない。

斉藤委員

政治活動の一つとして行われた集会の立て看板が終了後取り外されなかった場合、どのような問題があるか。

選挙管理委員会事務局長

個人の政治活動用にさまざまな集会等が行われる場合の案内看板については、当然開催中には表示し、終了後直ちに取り外すことになる。

斉藤委員

終了後2～3日経過した後に取り外しても問題はないのか。

選挙管理委員会事務局長

仮に取り外さなかった場合、売名行為で行ったのか、単に取り忘れたのかということになると思うが、そのような事実関係は承知していないので正確な答弁はできない。

斉藤委員

後日分かった場合は調査をするのか。

選挙管理委員会事務局長

看板は集会終了後すみやかに取り外すことになっているので、そのようなことがあった場合、今後このようなことのないよう関係者に注意をしたいと考えている。

斉藤委員

公務員が職務中に特定候補予定者の会合出席を要請した場合、どのような問題があり、どう対処するのか。

選挙管理委員会事務局長

公務員の政治活動は地方公務員法上禁止されており、当該選挙区内で政治活動が行われた場合、服務規定等の問題も出てくると思う。

斉藤委員

軽いものではないということである。

不特定多数を対象にした集会在、応援を呼び掛け、支持をアピールし、選挙方針の浸透を目的とした集会であったと明らかになった場合、これは事前運動にあたるか。

選挙管理委員会事務局長

事前運動というのは一般的には、「特定の選挙における特定の候補者を当選させることを目的とする行為」である。指摘の部分については前後関係もあると思うが、単に支援をお願いするものなのか、特定の選挙名を挙げてお願いしたのか等、内容によって判断しなければならないので、今の話だけでこれが事前運動にあたるかどうかということとは考えていない。

斉藤委員

私も選挙に携わる身なので公職選挙法の矛盾点を実感している。これまで、集会在事前運動ではないかという疑いがあっても、集会的目的はうやむやであったが、今回、ある候補予定者の会合の計画書があり、それには、支持者を増やす、応援体制を再確認する、応援資金をつくる、という趣旨で弁士に応援を呼び掛けてもらい、支持をアピールし、選挙方針を浸透させることを目的としていると書かれている。応援を呼び掛け支持をアピールするのは推薦演説そのものではないのか。

選挙管理委員会事務局長

私はその計画書を見ていないのでどのような内容か承知していないが、推測するに、それは個人の政治活動の範囲に入るのかと思う。不特定多数に渡る場合は別としても、あくまでも内部的な資料としてつくったものであれば差し支えないと思う。

斉藤委員

この計画書を私に届けてくれた人は後援会にも入っていない。もし必要であれば誰からもらったか答えてもいい。また、事務連絡文書ということで位置づけがうやむやになるのかもしれないが、不特定多数を対象にした会合で、その人たちに対し、「会の目的は選挙の浸透だ」と言って人を集める訳はないので、実際の目的は何であったかということに着目するのが当たり前である。「私を見ていないので」と言うが、私がこの計画書に選挙方針の浸透と書いてあると指摘しているにもかかわらず、何故政治活動だと言い切れるのか。

選挙管理委員会事務局長

先程の質問の中で選挙の計画書と言っており、当然まだ選挙運動期間でもないで、そのような実施案等は政治活動の一環で作られているのだらうと考えて答弁した。

斉藤委員

問答集には「不特定多数の有権者を集めて、集う会等の擁立大会を開き、推薦演説を行う行為は事前運動になる」と書いてあるがどう考えるか。

選挙管理委員会事務局長

一般的に内部の資料である計画書が不特定多数に渡るものだと考えられないと思う。

また、事前運動というのは特定の選挙によって候補者を当選させることを目的とした行為、いわゆる投票依頼であるので、それにあたる行為があったのかはケース毎に判断しなければならず、投票依頼があったという事実があればそれは事前運動と認めざるを得ないと思う。

齊藤委員

庁舎地下にある組合の掲示板に候補予定者の写真が張られていたが、そこは不特定多数が歩く公共施設内の通路なので、違法ビラにあたらないのかと指摘を受けて、外すように要請をしたと思うがどうか。

選挙管理委員会事務局長

2月始めにそのような違法ポスターが張られていたので、関係者に即とりはずすように申し入れをしている。

齊藤委員

そのとき指摘をした人との会話のなかで、「選挙管理委員会は公平中立であるから告発も辞さない」と言っていると聞かすが、その気持ちに今も変わりはないか。また、長年に亘り違法ポスターが張られていたことになると思うがどうか。

選挙管理委員会事務局長

これらのポスターについては誰であっても違法と思われるれば我々から注意し、掲示しないように指導している。「告発」という言葉については、私はこのような言葉を発したことはない。長い間ポスターが掲示されていたという問題はあるが、できる限り何度も申し入れをして、そのなかで撤去してもらうのが一番好ましいと考えている。

齊藤委員

公職選挙法どおりの選挙というのは非常に難しく、法改正の動きも出ていることは誰もが知っているが、選挙に立つ我々から見てもやり過ぎという場合もある。今出席している理事者が職務時間内に政治活動をしているとは思わないが、やり得のようになってしまうことが非常に心配されるので、公平中立を保って職務にあたってほしい。

新野委員

マイカル小樽からの寄付金について

マイカル小樽のオープニングセレモニーにおいてOBCから寄付があったと聞かすが、経過と金額を示せ。また、何に使う予定か。

市長

今日のセレモニーの前にOBCから5億円の寄付があった。今日は目録であり、実際に受け取るのは4月に入ってからになると思う。寄付の趣旨としては、今後小樽で仕事をしていくので、小樽市の街づくり等に利用してほしいとのことである。今後の扱いについては、名称はまだ決めていないが、基金をつくって受け入れる形にし、今後の小樽の街づくりにプラスになる事業に使っていきたいと考えている。

新野委員

子育て支援策について

産休明け保育の現状を示せ。

児童家庭課長

現在21カ所の認可保育所があり、その内11カ所で実施している。

新野委員

市長提案説明では平成11年度に拡充を図るとなっているが、いつどこで行うのか。

児童家庭課長

平成11年度は新光保育園での実施を予定している。現在沐浴室や調乳室の設備の改善やスペース確保の工事を行っており、今年5月からの実施を考えている。

新野委員

保育所への入所希望者の中で、産休明け保育の要望は高いのか。

児童家庭課長

今年4月の入所希望者が253名あり、その内6割強の154名が0～2歳の低年齢児の申し込みである。また、昨今の女性の社会進出により、産休明け保育の要望が高まっている状況である。

新野委員

今後も産休明け保育について拡大していく考えか。

児童家庭課長

産休明け保育を実施するためには沐浴室や調乳室の整備、スペースの確保が必要であるので、それらが可能な保育所については積極的に進めていきたい。

新野委員

老人保健福祉計画について

平成11年度末を最終年度としているが、平成10年度末の主なサービスの目標達成率を示せ。

(高齢)管理課長

サ ー ビ ス	目 標 値	達成状況	達成率(%)
ホームヘルパー	118人	77人	65.3
デイサービス・デイケア	15カ所	9カ所	60.0
ショートステイ	57人	62人	108.8
在宅介護支援センター	10カ所	4カ所	40.0
特別養護老人ホーム	330人	330人	100.0
ケアハウス・シルバーハウジング	150人分	140人分	93.3
老人保健施設	400人分	350人分	87.5

新野委員

デイサービス・デイケアの60%と在宅介護支援センターの40%は低いと思うが、見通しを示せ。

(高齢)管理課長

施設整備は、施設や設備の基準、あるいは運営にかかわる要件や配置条件を踏まえる必要があり、民間法人の協力も得た中で整理してきたが、それらの要件を満たす上で困難も多く、計画作成当初と状況の変化もあり、結果的に目標が達成されていない状況である。

新野委員

ケアハウスの未整備分について、この1年間で達成の見込みはあるのか。

(高齢)管理課長

平成9年度に開設した社会福祉法人北勉会の「ケアハウス朝里温泉」に50人分を増築する計画で現在国と協議中である。

新野委員

その他、平成11年度中に達成できる見込みのものはあるか。

(高齢)管理課長

平成11年度の施設整備事業はデイケア1カ所、ショートステイ24人分、在宅介護支援センター1カ所等を予定している。

新野委員

結局ホームヘルパーの補充がないまま平成10年度を終えようとしているが、待機者を出したり、派遣回数に制限をしたようなことはなかったのか。また、平成11年度当初予算では増員分が計上されていないがそれでよいの

か。

高齢福祉課長

平成10年度の現状では待機者を出したり派遣回数を制限したことはない。また平成11年度については、事業の動向を十分勘案しながら現行の77名体制で運営をしていきたいと考えている。なお、派遣の要請に応えられない、あるいは派遣回数や派遣時間の拡大に応えられない事態があらかじめ想定される場合には、ヘルパーを増員して的確に対応したいと考えている。

新野委員

今後も十分配慮し、ホームヘルパーについても目標値にできるだけ近づけてほしいがどうか。

福祉部長

今後とも需要動向等を十分勘案しながら進めていきたい。介護保険の導入も目前なので、これらの個別の課題については、新たに作成する高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画等に十分対応させながら適切に運営していきたい。

西脇委員

ドリームビーチについて

昨年以上にセイロが剥きだしになっているが、現状を把握しているか。

観光課長

この時期になるとそのような状況になっているのを認識している。年明け前に現場を見ている。

西脇委員

2～3日前の低気圧でこのような事態になっている。平成6年度以降10年度まで、砂の埋め戻しにかかった費用はいくらか。

観光課長

埋立工事については平成6年度は市の対策委員会、平成7年度からは道が行っている。平成6年度から平成10年度までの総額は約3億5,200万円となっている。

西脇委員

平成6年度は市に責任がないのに1億1,699万円をかけており、それ以降道が2億3,533万円を費やしている。私は昨年も同様のことを指摘したが、今年はそれ以上にひどい状態になっている。約1キロにわたり高さ2メートル以上セイロが剥きだしになっている。今後も毎年2,000～3,000万円をかけて整備していくつもりなのか。何か対策を考えるべきではないのか。

観光課長

道が海岸保全管理者として当面必要な処置として工事を行っている。現状ではこのような手立てはとっていかなければならないと考えている。

西脇委員

浜茶屋がバックすれば自然も守られ安全も確保できるのに、何故それができないのか。ひどい所では浜茶屋から5メートルまで海岸が接近しているが、これらの浜茶屋は永久建築物ではなく仮設建築物であると思うがどうか。

観光課長

現在の建物は毎年占用許可を受けて、1年を通して建てられている建物である。

西脇委員

永久建築物ということか。それではこれまでの議論と整合性がとれないのではないか。

観光課長

浜茶屋すべてが永久建築物ということではなく、一部そのようなものもある。これらについては長い経過もあり簡単にはいかないと思うが、庁内の関係部局や土現、ドリームビーチ協同組合の4者で協議しているところである。

建築都市部次長

建築基準法上は仮設物として取り扱っており、毎年届け出してもらっている。

西脇委員

何年かで収まるのであればしばらくの間お金をかけることも考えられるが、今後も永久的にこのような事態が続き、また、漁業者も石狩湾新港の建設によって浜の浸食が一層深刻になっていると言っており、今後さらに埋め戻しの砂が増えることも考えられる。どこかで終止符を打つべきである。仮設建築物をセットバックすれば解決することであり、例えば移転費用を一部負担したとしても将来的には道民の負担を減らすことができるのではないか。このようなことを話し合ったことはあるか。

経済部長

仮設物といいながら過去の経過の中で基礎を築いているという実態や、海浜の性格、土地の用途等いろいろな問題を含んでおり、なかなか踏み切れていないのが実情である。ただ指摘のとおり、毎年そのようなお金を投入することは決して望ましくないので、補償の部分も大きいとは思いますが、そのような検討はしていくような形で話をするのも必要と思う。ただ、いつからこうする等はいろいろな状況があり申し上げられない。

西脇委員

石狩湾新港の北防波堤と西地区岸壁を結ぶ計画になっており、その反射波により浜の浸食は今後さらに進むことになると思うので、対策を進めてほしい。また、ドリームビーチのゲートに乗用車が1台放置されていたが、これについても今後実態を調査してほしい。

高階委員

マイカル小樽からの寄付金について

街づくりのための基金とのことであるが、例えばマイカル小樽と地元商店街の共存共栄が言われる中、商業振興も街全体に関わる問題なので、そのような方向に活用する考えはあるか。

土木部参事

基金の使い道については今後具体的に庁内で検討していくことになるが、今のところまだ考えはまとまっていない。

高階委員

桃内廃棄物処理施設の工事請負変更契約について

何故変更したのか。

(土木)建設課長

設計変更の中には増額要因と減額要因があるが、埋立地内の土質及び土壌硬度の現地確認の結果、法面保護工の変更が生じたこと、予期せぬ湧水に伴い対策工について増嵩が生じたこと、立ち木の枝や根の破碎処理の量が当初設計より増嵩となったこと等が増額要因になっている。また、遮水シートのクッション材に用いる不織布の使用製品をより安価なものに変更したこと、シートの敷設工法について、一部安全性・確実性の見直しにより関連資材の減少が生じたこと等が減少要因となっている。

高階委員

このような大工事をする場合、事前に100%積算するのは難しいのも分かるが、例えば朝里ダムの場合、何度も金額が変更され、額が増えてきている。今回もそのようなことにはならないのか。また、契約をする場合、最初

からある程度の幅を見ることはできないのか。

(土木)建設課長

当初の設計段階でも調査を行い慎重に検討したが、このような土木工事は現場毎に自然環境が異なり、現場施工の段階で予期せぬ状態が生じるのは一般的に避けられない部分もある。基本的に設計変更処理やそれに伴う請負金額の変更等が生じた場合、契約書に基づき、発注者・請負業者が対等な立場で公正に変更を行っていくものと考えている。

高階委員

小樽駅のエスカレーターとスロープの設置について

全体事業費と財源の内訳を示せ。

社会福祉課長

全体事業費は3億9,300万円であり、JR小樽駅の4番・5番ホーム、1番・2番ホームに車いす対応型エスカレーター4基、駅舎前階段部にスロープを整備するものである。

高階委員

新しくできた築港駅にもエスカレーターができたが、これも同様に市が負担するようなものなのか。

土木部参事

駅舎の建物本体は区画整理事業の中で公共負担になっているが、エスカレーターについては全額JRの負担である。

高階委員

同じJR駅のエスカレーターでありながら一方はJR、一方は公共で負担しているが、どのような違いがあるのか。同じJRの営利事業として行うなら、JRの負担で行うことも考えられるのではないかと。

財政部長

築港駅については土地区画整理法に基づく事業として行ったものであるが、小樽駅については平成10年度の国の景気対策第3次補正の中で出てきた新しいメニューに基づく事業である。従来は5分の1の補助であったが、今回は景気対策として3分の1の補助となり、さらに自治体に対しては特別交付税で全額充当することとなっており、市としてこれに取り組むこととした。

高階委員

区画整理事業なら市で駅舎をつくってもいいと言っているが、エスカレーターは市でつくらないとなっているがその違いは何か。

土木部参事

土地区画整理法の第2条第2項に基づき駅舎の新築をしており、その中で広域集客と公益性の観点でエスカレーターやエレベーター等を除いた部分について土地区画整理法の中でできると判断したが、エスカレーターやエレベーターを市が作るのは過大だということで区分したものである。

高階委員

JRに対する寄付は問題であり、やりとりの中で地財再建法は民間企業になったJRには適用できないという言い方もしていると思うがどうか。

築港地区再開発室長

地財再建法について、法律的にはJRが民間になった段階で除かれている。ただ、取扱いについては、従来から説明しているとおり、自治大臣の事前協議等の手続がいるとなっている。

高階委員

小樽駅のエスカレーターやスロープの場合はどうか。

財政部長

同様に事前協議が必要であるとなっている。

高階委員

地方分権関連法案について

これは自治体にとってプラスになるのか、マイナスになるのか。

(総務)総務課長

これまで5次の勧告を受け、昨年5月に推進計画を発表し、この1年で整理し、今月末くらいには閣議に諮りながら関連法案を一括提案していきたいとのことである。中身について、推進委員会の勧告を受けながら進んできており、かなり地方に権限がおりている部分もあるが、運用するなかで今後どの程度地方に分権が進んでくるのか、地方の力量にかかっている部分もあると思うので、十分推移を見守りたい。

高階委員

議員定数についても勧告があり、小樽市の法定数は40人であるが、区分が変わり法定数ではなく上限ということで34人にするとのことである。公明党は正しかったと言っているが、我々は決してそのようには思っていない。このように法定数が減らされるということは住民の声が狭められることになると思う。多くの自治体が定数を減らしているという現状を推進委員会が容認したということであるが、今後は自治体が自由に減らせることになる。国のやり方はあめとむちであり、一方では議員定数を減らしながら、一方では議会の活性化を図るために議会のあり方についても条件を緩和するとなっている。また、国の機関委任事務等を地方に委譲する、あるいはその裏付けになる財源を移すような話を国からしながら、市町村の合併も促進していくとなっており、結局いいところは国が握って自治体を今までどおり牛耳るというのが地方分権の狙いになっているように思う。客観的に見て本当に自治体にとってプラスになると考えているのか。

(総務)総務課長

地方分権は自治体にとっても悲願である。制度そのものは過去の経緯もあり、すぐが変わるということは難しいが、徐々に法律改正をしながら進めていこうというものである。

我々は地方にとってよい方向に進んでいると思っており、これを活用しながら分権の枠を拡大していかなければならないと考えている。

高階委員

地方財政計画と市の財政について

市の予算編成に当たり、国の地方財政計画をどのように取り入れたのか。

財政課長

地方財政計画は、国の予算がほぼ決まった後に地方の予算の参考にするために国レベルで総体の地方の収支の計画を立てるものである。我々が一番参考にするのは、地方交付税の動きと起債の充当率である。その他の収入・支出の部分については、あくまでも我々の抱えている行政需要等を基本にして判断しようと考えている。平成11年度についても、地方交付税の19.1%の内容がどのようなものであるか、あるいは起債充当率がどのように変化していくか等の情報を入手しながら予算編成に当たっているところである。

高階委員

地方財政にとって一番の課題は財政の危機的状況の打開だと思うが、地方財政計画を見てもっとひどくなるような印象を受ける。例えば地方税、交付税、地方債等はどうなるのか。また、新年度から新しく設けられた地方特別交付金はどのような目的か。また、一部国税が地方に委譲された部分もあるが、市としてどのような対応をするのか。

財政課長

地方財政計画上の市税の伸び率はマイナス2.6%であるが、これは現在法案が提出されている平成11年度の減税分を国レベルで見込んでいるものである。我々は国の法案が通った後に減税分の予算を修正したいと考えており、その減税分を考慮するとマイナス2%と積算している。地方交付税については総体の伸び率が前年度比で19.1%となっているが、都道府県の税収が低く、そちらに振り向けられる分が多いと見込まれているので、我々としては前年度の確定額比で6%の伸びを見込んでいる。地方債について、地方財政計画では2.3%の伸びとなっているが、どのような事業を行うかによって地方債の発行額が変わってくるので、平成10年度と比較し、平成11年度は桃内処分場の事業費等が大きく下がることを考えると、我々としては地方債の発行額は約30%の減になると考えている。地方特例交付金は、減税補填債とたばこ税の国税から地方税へのスライドとともに地方税減税の補填措置の一つである。

高階委員

交付税で措置されるから返済できると言っているのが、借金が減らない体質につながっているのではないかと。歳出でも、公共事業に関して結局はこれまでと同じことを繰り返している。また、介護保険の導入も控えているが、それと地方財政計画の関係を示せ。また、99年の時限的な措置として借金の借り換えも財源を設けて計画に盛り込んでいると聞くが、これらについてどう対応するのか。

財政課長

公共事業については予算編成の基本方針でも触れているが、道や国の関係で継続して行われる必要があるものに限り計上した。介護保険関係については来年度からの実施に向けて当初予算段階から措置しておかなければ支障のあるものについて、地方財政計画の範疇ではなく、我々として必要な部分を計上したと考えている。また、起債の借り換えについて、今回の地方財政計画の中で公債費の負担が高い団体については政府資金の繰上償還を求めることができることとなったが、我々はそのような基準に達していない。

高階委員

地方財政計画は結局ますます地方財政の予算に制約をつける形になっている。これでは同じことを繰り返すだけになるので、ぜひ新市長にメスを入れてもらいたい。また、財政計画の中で、介護保険制度の導入を前提に、介護保険関係職員の8,004名の増員として130億円程度、小規模の特別養護老人ホームの新設について500億円程度を見ている。小樽市の場合、老人保健福祉計画における特別養護老人ホーム数を現状で100%達成しているにもかかわらず、待機者が350名もあり現状に合っていないが、小規模の特養も積極的に導入して対応すべきではないか。

総務部長

介護保険の人員について、4月から立ち上げなければならず、1課3係体制で考えているが、人員数は原部と調整中である。

福祉部長

小規模の特養についてはいろいろなメニューがあるが、これらを把握しながら、高齢者保健福祉計画の中で実現に向けて協議したいと考えている。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時00分

倉田委員

マイカル小樽からの寄付金について

福祉関係の整備も街づくりの一つなので、今回の5億円の寄付金はそのような方向で使ってほしい。福祉に携わる人やプロが少ないので、人材育成を考えてほしい。いろいろな意味での基盤整備をさらに進め人材を育成して若者の雇用を拡大し、小樽を福祉の街にすることにより人が集まることになると思うがどうか。

土木部参事

21世紀プランの街づくりを広く捉えて検討していこうと考えているので、その中で今の意見も参考にしながら取り組んでいきたい。

倉田委員

このような提言があったことを次期市長にも伝えてほしい。

男女共同参画社会の形成について

21世紀プラン実施計画の中で挙げられているが、女性情報誌「ばるねっと」には主にどのような記事が掲載されているのか。

(青少年女性室)小玉主幹

平成7年度から年2回発行しており、当初は男女の共稼ぎ等、比較的入りやすい部分から取り上げていったが、最近では介護問題等も取り上げている。

倉田委員

女性セミナーはどのような内容か。

(青少年女性室)小玉主幹

平成7年度からの事業であり、婦人大学講座が200人程度と比較的人数が多いのに対し、女性セミナーは20~30人程度で、講師を交えて討論をした中で今後の女性問題を話し合っていくものである。

倉田委員

「ばるねっと」も女性セミナーも、女性に対して男女平等の意識を啓蒙をしていくことが狙いになっているのか。

(青少年女性室)小玉主幹

女性の社会参加は活発化しているが、まだ性別による固定的観念が残っているのも事実であると思う。総合計画と整合性をとりながら、男性も視野に入れた施策を展開していく必要があると考えている。

倉田委員

例えば「女性第1号の」という言い方や「女性情報誌」という言葉等にも違和感を感じている。女性の意識啓発もさることながら、男性を主体とした意識改革の方がより必要ではないか。女性が男性に意識改革をさせるのではなく、男性が自ら気付いて意識改革をしなければならないと思う。今、30代くらいの男性になると子育て支援等が自然にできるようになってくると思うが、女性の役割だと言われていた部分に、もっと男性が自ら入っていくべきである。例えば、小樽市が率先して、男性に育児休暇や介護休暇をとらせる等を考えるべきと思うがどうか。

職員課長

積極的にやっているとは言えないかもしれないが、男性でも育児休暇が取得できるよう、平成7年から条例を改正しており、育児時間も従来は女性しか取得できなかったのを平成9年から男性も取得できるように改正している。介護休暇についても平成7年2月から要件を満たせば取得できるように改正をしている。

倉田委員

実際にこれらの休暇をとったのは何名か。

職員課長

育児休暇について、男性はまだ取得していないが、今年度は13名の女性職員が取得しており、毎年平均して10~20名程度が取得している状況である。介護休暇については平成7年に1名、平成8年に1名が取得しているが、ともに女性である。

倉田委員

女性が現在担っている育児や介護がどのようなものであるか、男性がもっと積極的に体験しなければ理解が進まないように思う。女性が育児休暇や介護休暇をとるのに任せるだけではなく、職場の上司が率先して男性職員に休

暇の取得を勧めれば休暇をとりやすい環境になっていくと思うがどうか。

職員課長

条例改正をして条件は整えているが、機会均等法や労働基準法の改正等について話をして、職場の中で職員が所属長に相談できるような体制をつくり、周知を図っていきたい。

倉田委員

職場の雰囲気づくりも大切である。

女性を管理職に登用しようとする際、断られることはあるか。

職員課長

補職につける場合、原課の内申に基づき所属長の意見を聞きながら対象者の名簿等を提出してもらい、それ以外の条件等も加味しながら決めており、特に断られるというようなことは聞いていない。

倉田委員

女性同士の話の中で、管理職になると時間や責任の面で大変だということ断ったという話や、男性と同じように仕事ができないから断ったという話も聞いている。家庭を持っている人、お年寄りを抱えている人が仕事上大きな責任を持つとかなり負担になってしまう。そのような意味で、みんなで助け合いながら支えていくという雰囲気づくりが必要だと思う。市にも女性の管理職がいるが、大変な思いをしていることと思う。女性は家に帰ってからさらに家事等をしなければならないことが多いので、いろいろな面で精神的に助け合っていかなければ、女性の職場進出は難しいと思うがどうか。

職員課長

協力関係についてはどのような方法がいいのか考えているところであるが、庁内的にもお茶入れ等、従来は女性が行っていたのを男性と協力して分担するような考えも出てきている。我々も職場の中で仕事を見直したり、職員の個々の事情を配慮する中でより効率のよい仕事をしてもらえるよう、研修や庶務担当課長会議等を通じて話したい。

倉田委員

女性が社会参画する上で職場の雰囲気は非常に大切である。また、保育や介護等、これまで女性が行っていた部分の条件整備が必要である。実施計画の中でも「働きやすい環境の整備」がうたわれているが、保育や老人介護等の福祉環境整備が整っているのか疑問である。保育や老人福祉の問題、コミュニティーセンターや児童館の建設等、行政として市民の要望をもっと深く吸収してしていくべきと思う。確かに総合計画の中で言葉としては取り上げられているが、計画と現実の数字が一致していない部分が多いと思うがどうか。

福祉部長

条件整備の面で言うと、保育に関してはゼロ歳児保育、障害児保育、一時保育等拡大し、実態調査も行いながら、女性の社会進出に伴う障害の除去に努めており、今後もどのような条件整備がいいのかニーズを確認しながら進めていきたいと考えている。

倉田委員

いろいろな分野で条件を整え、社会で働きたいと思っている女性が抱えている問題が解決できるよう、市がリーダーシップをとって進めてほしい。

女性情報誌や女性セミナーは女性が対象になっているようであるが、男性が主体となった男性情報誌や男性セミナー等による男性の意識啓発も重要だと思う。今後そのようなものを計画する予定はあるか。

(青少年女性室)小玉主幹

従前は女性の地位向上等に主眼が置かれていたが、現在女性の職場や地域活動への参加が進んでおり、女性の地位向上はかなりの度合いで図られていると感じている。これからは男性・女性にこだわることなく対等な立場で社

会を構成することが必要だと思う。男性情報誌については今のところ計画していないが、女性情報誌「ばるねっと」でも男性問題を取り上げており、読者を高校生から40～50代に想定してつくっているの、ある程度その中で男性の啓発も図られていくと思っている。男性セミナーについても現在のところ予定がないのが現状である。

倉田委員

内容によって「女性情報誌」というタイトルの見直しも検討してほしい。

武井委員

旧手宮線の跡地利用について

アンケートを集約したと思うが、状況を示せ。

都市環境デザイン課長

2月の中心市街地活性化特別委員会でも一定程度の集約をして報告したところである。現在アンケート結果に基づきオープンスペース系や輸送系の実用性、需要度、事業収支等を検討し、取りまとめを行っている段階である。

武井委員

活用の目処はついたのか。

都市環境デザイン課長

今回の調査結果だけで決定とはならないので、これを基に庁内の会議で議論し、一定程度の方向を定めていきたいと考えている。

武井委員

手宮線は意見が分かれている問題であり、市民の関心も非常に高い。市長は年度末までに一定の結論を出すと言っていたが、本会議が終わる3月15日までに出すべきではないのか。

市長

早く方向付けをしたいと思っていたが、アンケートの調査結果のチェック等の作業が遅れており、なんとか年度末までに方向性は出したいと考えている。ただ、現在の作業の状況では、オープンスペース系か輸送系という二者択一的な結論はまとまらない形になるかもしれない。いずれにせよ、もう少し議論する余地もあるように感じているが、何らかの方向付けはしたいと思っている。

武井委員

まとまらない場合もあり得るということか。

市長

まとめなければならないと思うが、二者択一的な形でどちらにするとはなりかねる現状だと思う。

佐野委員

障害者ハンドブックの有効活用について

現在小樽市で障害者手帳を交付している人数を示せ。

社会福祉課長

(平成11年3月1日現在)

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
人数	1,894	1,426	1,270	1,236	587	432	6,845

(単位：人)

佐野委員

障害者ハンドブックは何部作られているのか。また、どのような形で障害者に周知しているのか。

社会福祉課長

障害者ハンドブックは60ページの資料であり、現在障害者手帳の新規交付時の説明資料に使用しており、年間500～600名程度の新規交付者に渡している。また、各種研修や講習会等にも使用し、社会福祉課窓口にも備え付けているので、年間約1,000部は作成している。

佐野委員

障害者手帳に記載されている制度は毎年何らかの変更がされており、それらが周知徹底されていないように思う。特に初めて障害者になったり、障害者団体等に所属していない人は小樽市でどのような制度があるか知らないこともある。せっかく障害者福祉に対する施策を持っており、このような本も作成しているのだから、本人や家族に周知徹底することが本当に血の通った福祉と言えるのではないか。

社会福祉課長

より啓発に努めなければならないと考えている。

佐野委員

毎年制度の中身も変わるので、どのような形で周知しているのか疑問に感じている。制度が変わるのだから、何らかの形で1～3年に1回くらいでも、行政の責務として周知を図るべきと思う。例えば1世帯に1冊ハンドブックを送っても切手代だけで100万円以上になってしまうので難しいかもしれないが、それが無理ならもっと広報活動をしなければ理解を得られないのではないか。

社会福祉課長

現在は原課の窓口だけに設置されているが、今後は身障者センター、社会福祉協議会、各サービスセンター等、市の関係機関の窓口に対応数を配置し、あわせて各関係団体に配布を考えていきたい。また、毎年制度の改正等がある関係上毎年作成しているので、それに合わせる形で広報や報道機関等で啓発をお願いして希望者に配布したいと考えている。

佐野委員

この手帳は非常に分かりやすいものであり、これがあることによって家族も安心することができる。1人1人に郵送が難しいのであれば周知を徹底し、障害者福祉に力を入れてほしいと思うがどうか。

福祉部長

制度のPRの意味からも毎年作成して窓口配布しているが、有効活用も含めて関係団体等と協議し、内部で検討したい。

浅田委員

中心市街地の活性化について

マイカル小樽がオープンし、中心市街地の商店主は戦々恐々としている。中心市街地は小樽の顔であるので、市職員も懸命に取り組んでいるという姿勢を示し、市民と市職員に一体感を持たせる意味でも、年に1～2度でもいいので、市職員の買い物デーとして中心市街地に一斉に買い物に出る日を作る等、何らかの手立てを考えてはどうか。

市長

どのようにシステムティックに行えるかという問題はあるが、まんべんなく市内から買っていくことも必要だと思う。市役所の中でどのような形で意識を具体化させるかは今後検討していかなければならないが、基本的には委員の言うとおりなので、そのような考え方が育つ形で検討していきたいと思っている。

委員長

質疑終結。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時55分

委員長

議案第1号、第39号に関する修正案について、趣旨説明を求める。

西脇委員

国の悪政の下で市民の暮らしや市財政の危機が一層高まっている。こうした状況の下で地方自治体が本来の仕事である市民の健康や福祉を守ることが強く求められている。修正案は、原案の不要不急な無駄をやめ、市民が必要とする福祉・暮らしを守るための最小限の措置を、限られた財源の範囲内で修正するものであり、賛成を願う。

委員長

一括討論に入る。

高階委員

日本共産党を代表し、我が党提案の修正案には賛成、平成11年度予算では、議案第2号ないし第18号のうち、第6号、第14号以外に反対、補正予算では議案第19号、第23号、第27号、第28号に反対、条例の関係では議案第35号に反対の討論をする。

我が党は不要不急の事業を削減またはストップして、不況を打開し、仕事・雇用を確保し、市民の暮らしを守る立場から第1号及び第39号について修正案を提出するものである。議案第2号ないし第18号については、第6号と第14号を除いて反対であるが、その理由は、消費税の転嫁、老人医療の有料化、石狩湾新港関連、中央通関連、築港関連等である。一般会計補正予算の第19号は景気対策の面もあるが、築港関連を含んでいるので反対である。第20号から第31号の各補正予算は第19号と関係なく独自に事業の内容について可否を判断し、第23号、第27号、第28号に反対する。条例の関係では第35号のホームヘルパーの手数料の引き上げには反対である。もし我が党の主張が一部でも通った場合はそれらについて専決処分等の措置をするように要望する。

委員長

討論を終結し、これより採決する。

採決の結果、議案第1号及び第39号に対する修正案については賛成少数につき否決、議案第1号ないし第5号、第7号ないし第13号、第15号ないし第19号、第23号、第27号、第28号、第35号、第39号については賛成多数により原案可決、その他の案件については全会一致で原案可決と決定した。

閉会宣告。